

政令第三百八十四号

預金保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）の一部の施行に伴い、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十二条第十項、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第百十五条第十項、保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十条の五第四項及び第百八十条の九第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三十四条の八第三項及び第百六十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（預金保険法施行令の一部改正）

第一条 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表第八百七十条第四号の項中「第七百八十六条第二項」の下に「、第七百八十八条第二項」を加える。

（農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正）

第二条 農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の表第八百七十条第四号の項中「第七百八十六条第二項」の下に「、第七百八十八条第二項」を加える。

(保険業法施行令の一部改正)

第三条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「(第二号ロ」の下に「及びハ」を加え、同条の表に次のように加える。

第九百二十七条第一項第一号ハ	次条第二項第二号	保険業法第百八十四条において準用する次条第二項第二号
----------------	----------	----------------------------

第十八条の四第三項中「(第二号ロ」の下に「及びハ」を加え、同項の表に次のように加える。

第九百二十七条第一項第一号ハ	次条第二項第二号	保険業法第百八十四条において準用する次条第二項第二号
----------------	----------	----------------------------

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正)

第四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)の一部を次のように改

正する。

第三十七条第二項の表第八百五十一条第三項の項を次のように改める。

第八百五十一条第三項		
株式会社又は	株式会社又は	投資法人又は
株式会社若しくはその完全親会社	投資法人	
当該株式会社	当該投資法人	

第一百二十二条の表第九百三十八条第二項第二号の項中「第九百三十八条第二項第二号」を「第九百三十八条第二項第四号」に改め、同表第九百三十八条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第九百三十八条第二項第三号	清算人又は代表清算人の選任 又は選定	清算執行人又は清算監督人の選任
---------------	-----------------------	-----------------

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、預金保険法施行令等について所要の規定の整理を行う必要があるからである。